

○二松学舎大学サークル規約
(平成19年5月19日制定)

第1章

本規約は、サークル活動における公平性と二松学舎大学の活動団体であるという意思統一を図ることを目的として制定する。

第2章

クラブ連合会に所属していない本学の課外活動団体を総称してサークルと称する。

第3章

サークルのうち、学生会執行委員会が定める所定の手続きによって承認されたサークルは、公認サークルと称する。

また、学生会執行委員会が定める所定の手続きによって承認されていないサークルのことは、非公認サークルと称する。

第4章

公認サークルは1月1日～12月31日の活動を基準に、活動報告、決算報告をおこない、活動計画、予算案を組み立てなければならない。

同じく非公認サークルは1月1日～12月31日の活動を基準に、活動報告、活動計画を組み立てなければならない。

第1節 公認サークル

第5章

公認サークルの申請・承認は、年1回行われる『サークル公認審査』の期間に行われる。

第6章

サークル公認審査は学生会執行委員会が管轄し、認定するものとする。

第7章

公認申請、および公認継続に必要な書類は、以下のとおりとする。

- ・公認サークル申請用紙
- ・前年活動内容報告書
- ・前年決算報告
- ・今年活動内容計画書
- ・今年予算案
- ・構成員名簿、捺印
- ・出納帳、及び領収証ノート

会計審査において不明瞭と判断される部分が存在した場合、援助金の返還請求、翌年からの援助金廃止、非公認サークルへの降格などの処理がおこなわれるものとする。

第8章

サークル公認審査を受けるには、以下の条件を必要とする。

- ・学生会執行委員会の統制に服する。
- ・前年度、二松学舎大学または学生会執行委員会が開催するイベントに最低一つ以上参加した。
- ・サークル代表組織が設立され、会議が招集された場合は速やかに参加する。
- ・必要書類の提出（期間厳守）

- ・会計報告の提出（期間厳守）
- ・構成員数は在学生で最低5名以上とする。
- ・大学の設備を大切に使用している。
- ・2年間の活動実績がある。
- ・顧問がいる。

第9章

本規約第8章で定められた公認条件を満たしておらず、かつ公認サークル申請を行いたい場合、その理由によっては学生会執行委員会で審議し、特例として公認サークルへの継続、または昇格が認められる場合がある。そのような公認サークルを特別公認サークルと称する。

第10章

公認サークルと認められたサークルには、学生会執行委員会より以下の権利が与えられる。

- ・学外行事へ、二松学舎大学公認サークルとしての参加できる権利
- ・学内行事へ、優先的に参加できる権利
- ・活動費として、サークル援助金を受け取ることができる権利
- ・サークル棟内にある部屋を使用できる権利

第11章

サークル援助金は、申請のあった公認サークルのみに支給されるものとする。

それに伴い、公認サークルには年ごとの決算を行う義務を有する。

また、サークル援助金は、サークル公認審査された年の学生総会の後、速やかに支給されるものとする。

第2節 非公認サークル

第12章

非公認サークルの結成には、構成員5名以上を必要とし、代表を1名置く。

また、以下の書類を提出しなければならない。

- ・非公認サークル申請用紙
- ・前年活動内容報告書
- ・今年活動内容計画書
- ・構成員名簿（各自要捺印）

第3節 補則

第13章

非公認サークルから公認サークルへの昇格を希望する場合、最低2年間、サークル公認申請期間において以下の書類を提出しなければならない。

- ・公認サークル申請用紙
- ・前年活動報告書
- ・前年決算報告
- ・今年活動内容報告書
- ・今年予算案
- ・構成員名簿（各自要捺印）
- ・出納帳、及び領収証ノート

提出資料に不備がある場合、また援助金の配布が不必要とされる場合は、昇格は認められないものとする。

第14章

学生会活動に支障をきたす、及び学生会役員より問題ありと申告されたサークル団体は、学生会執行委員会の権限により、程度によって以下の罰則が科せられるものとする。

- ・注意処分
- ・警告処分
- ・降格処分
- ・活動禁止処分

警告処分を受けたサークルは、学生総会にて反省文を提出する義務を負い、それをおこなわない場合、降格処分、あるいは活動禁止処分になる。

第15章

サークルからクラブへの昇格を希望する場合は、5年以上の活動を経、かつ10名以上の構成員からなる公認サークルである必要がある。その年の12月31日までは公認サークルとして活動し、次年のサークル公認審査期間に12月分までの前年活動内容報告書、決算報告書、出納帳、及び領収証ノートを提出しなければならない。

第16章

本規約は、学生総会における出席者の過半数の同意によって改正することができる。

平成19年5月19日 制定

平成21年5月23日 改正

平成22年5月22日 一部改正

平成26年5月31日 一部改正